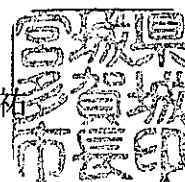


多賀城市告示第40号

令和8年度多賀城市浸水被害軽減支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月7日

多賀城市長 深谷 晃祐



令和8年度多賀城市浸水被害軽減支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、浸水被害の防止又は軽減を図るため、市内の住宅、店舗、事務所等の建物又は土地（販売を目的としたもの及び仮設のものを除き、これらに附属する駐車場を含む。以下「建物等」という。）に浸水被害の軽減を図るための工事（以下「浸水被害軽減工事」という。）をする者に対し、予算の範囲内において多賀城市浸水被害軽減支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、多賀城市補助金等交付規則（昭和50年多賀城市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浸水被害軽減工事 浸水被害の軽減を図るための工事や物品購入で、次のものをいう。

ア 止水板の設置に必要な工事及び物品購入

イ 内外壁の止水工事

ウ 土間コンクリート打設工事（浸水被害の軽減に資するものに限る。）

エ 浸水警報装置設置に必要な工事及び物品購入

オ 各種室外機の移設及び基礎嵩上げに必要な工事及び物品購入
（各種室外機の購入費は含まない。）

カ その他市長が必要と認める工事及び物品購入

（補助金の交付対象者）

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 多賀城市内水ハザードマップで示している雨水出水浸水想定区域内又は建物等に接道している道路が雨水出水浸水想定区域で現に居住者が住んでいる建物等の所有者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有していない者であること。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、建物等に浸水被害軽減工事を行う事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、市又は他の団体から浸水被害軽減工事に関する負担金、補助金等の交付決定を受けている場合は、補助対象事

業としない。

(補助金等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、浸水被害軽減工事に要する費用の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、50万円を上限とする。

2 補助金の交付は、居住している1つの敷地につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条に規定する申請は、多賀城市浸水被害軽減支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 位置図

(2) 浸水被害軽減工事の計画図及び使用する製品等の仕様が明示されている図面等

(3) 現況写真(浸水被害軽減工事の予定箇所の状況が確認できるもの)

(4) 建物等が申請者の所有に属することがわかる書類

(5) 誓約書(様式第2号)

(6) 工事費の見積書の写し(内訳及び明細が明記されたもの)

(7) 消費税仕入税額控除確認書(様式第3号)(申請者が事業を営む個人である場合に限る。)

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類

等の審査及び必要に応じて現地調査等（以下「審査等」という。）を行い、当該申請が適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該申請をした者に対し通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに事業に着手しなければならない。

3 市長は審査等により、当該申請が不適当と認めるときは、補助金の不交付を決定し、当該申請をした者に対し通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業の変更、中止又は廃止をする場合は、あらかじめ多賀城市浸水被害軽減支援補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第4号）により市長の承認を受けること。ただし、市長が補助対象事業を遂行する上で適当と認める軽微な変更にあつては、この限りでない。

(2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項の規定による取下げは、多賀城市浸水被害軽減支援補助金交付申請取下届出書（様式第5号）により行うものとする。

（実績報告）

第 10 条 規則第 11 条の規定による実績報告は、多賀城市浸水被害軽減支援補助金実績報告書（様式第 6 号）に次に掲げる書類を添付して、補助対象事業が完了した日から 30 日以内に行わなければならない。

- (1) 浸水被害軽減工事の請負契約書の写し
 - (2) 浸水被害軽減工事費の領収書の写し
 - (3) 事業内容が確認できる写真（施工前、施工中及び施工後の状況が確認できるもの）
- （補助金の額の確定等）

第 11 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、当該報告に係る審査等を行い、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第 12 条 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、請求書（様式第 7 号）を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の 3 月末日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求に基づき、補助金を交付する。

（立入り検査等）

第 13 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員にその建物等に立ち入らせ、関係者に質問させることができる。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対

し、補助対象事業が適切に図られるよう必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(調査に対する協力)

第14条 補助事業者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(書類の整備)

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類の全てを備え付け、補助対象事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(維持管理)

第16条 補助事業者は、補助対象事業が完了後、浸水被害軽減工事により整備された設備等を良好に維持管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度から起算して5年以内に、当該決定を受けた補助対象の物品を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、都市産業部長が定める。

附 則

この告示は、令和8年4月20日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。

多賀城市浸水被害軽減支援補助金交付申請書

年 月 日

多賀城市長 殿

申請者 (〒 -)

住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり補助金の交付を受けたいので、多賀城市浸水被害軽減支援補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

事業の場所	多賀城市	
住宅所有者		
事業予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
補助申請額 (算出根拠)	_____円【上限500,000円】【1,000円未満を切り捨て】 (工事に要する経費 _____円×1/2= _____円)	
工事施工者	住所: 名称:	電話:
添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 図面等 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 所有者であることがわかる書類	<input type="checkbox"/> 誓約書(様式第2号) <input type="checkbox"/> 工事費等の見積書の写し <input type="checkbox"/> その他

誓約書

多賀城市浸水被害軽減支援補助金の交付申請に当たり、私は、下記のとおり誓約いたします。

記

- 1 建物等（土地及び駐車場合含む）は、私が所有するものです。
- 2 工事に当たり、トラブルが生じないように近隣に説明等を行い、トラブル等が生じた場合は、自身の責任で解決します。
- 3 工事に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を遵守します。
- 4 工事後、他の所有者や利害関係者等との間にトラブル等が生じた場合は、自身の責任で解決します。
- 5 法令、条例、規則又は当該事業の補助金交付要綱等に違反したときは、補助金の交付の決定が取り消されること及び補助金の返還をすることを了承します。

年 月 日

住 所
氏 名

消費税仕入税額控除確認書

年 月 日

多賀城市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

多賀城市浸水被害軽減支援補助金交付申請における補助対象工事費等に係る消費税額については、下記のとおりです。

記

※ 次の□のいずれかにチェックを入れてください。

消費税額を含めずに申請します。

次の理由により、消費税額の仕入税額控除を行いませんので、消費税額を補助対象経費に含めて申請します。なお、この事業に係る消費税額の一部又は全てについて、控除を受けること又は受けたことが発覚した場合は、速やかに報告し、消費税額に係る補助金相当額を返還します。また、多賀城市から消費税額に係る報告を求められた場合は、速やかに報告をします。

理由（次の□のいずれかにチェックを入れてください。）

1 消費税法における納税義務者でない。

2 消費税の免税事業者であり、かつ課税事業者を選択していない。

3 簡易課税事業者である。

4 上記1～3には該当しないが、補助対象費用に係る消費税については、控除対象仕入税額に算入しない。

※ 4に該当する場合は、確定申告後、速やかに控除対象仕入税額に算入していないことが分かる書類を提出してください。

多賀城市浸水被害軽減支援補助金
（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日

多賀城市長 殿

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け多賀城市指令第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、下記のとおり（変更・中止・廃止）したいので、多賀城市浸水被害軽減支援補助金交付要綱第8条第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象所在地

多賀城市

2 （変更・中止・廃止）の理由

3 （変更・中止・廃止）の内容

※ 中止の場合は中止の期間及び再開の時期を、廃止の場合は廃止の時期を記載すること。

4 添付書類

多賀城市浸水被害軽減支援補助金交付申請取下届出書

年 月 日

多賀城市長 殿

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け多賀城市指令第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、下記のとおり不服があるので、多賀城市浸水被害軽減支援補助金交付要綱第9条の規定により、申請を取り下げます。

記

1 補助対象所在地
多賀城市

2 補助金交付決定額

金 円

3 不服のある交付の決定内容又は決定に付された条件及びその理由

4 添付書類

・多賀城市浸水被害軽減支援補助金交付決定通知書の写し

多賀城市浸水被害軽減支援補助金実績報告書

年 月 日

多賀城市長 殿

申請者

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け多賀城市指令第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、下記のとおり事業が完了したので、多賀城市浸水被害軽減支援補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

補助事業の期間	着手年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日
補助金交付決定額	円	
添付書類	<input type="checkbox"/> 工事等の請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 工事等の領収書の写し <input type="checkbox"/> 事業内容が確認できる写真 (同じ画角で撮影した施工前、施工中、施工後の写真各1枚程度)	

請 求 書

金 _____ 円也

ただし、多賀城市浸水被害軽減支援補助金として請求しますので、下記口座まで入金願
います。

年 月 日

多賀城市長 殿

申請者

住 所
氏 名
電話番号

記

金融機関	銀行 本店 信用金庫 農 協 支店						
預金種目	1 普通預金			2 当座預金			
口座番号							
口座名義人名 (カタカナで記載)							

※ 口座名義が申請者と異なる場合は、下記委任状を記入してください。

委 任 状

年 月 日

申請者名

私は、多賀城市浸水被害軽減支援補助金の受領に関する権限を下記の者に委任します。

記

住 所
氏 名
電話番号